

さいたま市業務委託業者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 市が発注する委託業務のうち、契約に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における見積合せ（以下「入札等」という。）を公正に行うため、さいたま市業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 委託業務の入札に参加しようとする者の登録に必要な資格審査に関すること。
- (2) 入札等に付する契約方法に関すること。
- (3) 一般競争入札に係る参加希望者の資格審査等に関すること。
- (4) 指名競争入札又は随意契約に係る指名業者の選定に関すること。
- (5) 一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格又は低入札調査価格の設定に関すること。
- (6) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける指名競争入札を行う場合の指名基準に関すること。
- (7) 市の資格審査を受け、委託業務の資格者名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）の入札参加停止および入札参加除外に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(対象業務)

第3条 委員会の審査の対象となる業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 執行予定額500万円以上の委託業務で、次の業務のいずれかに該当するもの。ただし、市立病院及び水道局の発注に係るもの等を除く。
 - ア 建物総合管理業務
 - イ 受付案内業務
 - ウ 電話交換業務

エ 警備業務（機械警備業務を除く）

オ 建物清掃業務

(2) 前号に掲げるもののほか、委員長が特に必要と認めた業務
(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、財政局長を、副委員長は財政局契約管理部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 総務局総務部長

(2) 市民局市民生活部長

(3) スポーツ文化局スポーツ部長

(4) 保健衛生局保健部長

(5) 福祉局生活福祉部長

(6) 子ども未来局子ども育成部長

(7) 環境局環境共生部長

(8) 経済局商工観光部長

(9) 都市局都市計画部長

(10) 建設局土木部長

(11) 消防局総務部長

(12) 教育委員会事務局管理部長

(会議)

第5条 委員会の会議は、非公開とする。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長が、委員長及び副委員長がともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

4 委員会の議事は、出席した副委員長(前項に掲げる場合を除く。)及び委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の開催)

第6条 会議は、委員長が必要と認めたときに開催する。

2 委員会は、委員長、副委員長（前条第3項に掲げる場合を除く。）及び委員の半数以上が出席しなければ、その会議を開くことができない。

3 委員長が急施を要すると認めたとき又は委員会の会議を開く暇のないときは、各委員に合議して会議に代えることができる。

4 委託業務のうち設計、調査及び測量の業務の入札に参加しようとする者の登録に必要な資格審査について、さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程（平成13年さいたま市訓令第8号）の規定に基づく、さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会（以下「工事選定委員会」という。）において審査された事項にあつては、委員会の審査を省略することができる。

5 有資格業者の入札参加停止及び入札参加除外について、工事選定委員会及びさいたま市物品納入等業者選定委員会要領（平成13年さいたま市制定）の規定に基づく、さいたま市物品納入等業者選定委員会において審査された事項にあつては、委員会の審査を省略することができる。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、必要に応じ、委員以外の関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、財政局契約管理部調達課において処理する。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。